

岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会設置要領

(設置)

第1 「農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律」に基づく中山間地域等直接支払制度が計画的かつ効果的に実施されるよう、岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 中山間地域等直接支払制度の実施状況の点検、評価に関すること。
- (2) 県の特認基準についての検討に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中山間地域等直接支払制度を実施するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員9人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 報道関係者
- (3) 消費者団体
- (4) 経済団体
- (5) その他、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、5年間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、農林水産部長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、農林水産部農業振興課において処理する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月13日から施行する。